

磐田市地域防災計画 一修正案の概要一

(令和 2 年 3 月 23 日 / 磐田市総務部危機管理課)

磐田市地域防災計画（一般災害対策編、地震・津波災害対策編、原子力災害対策編）の修正案の概要は、次のとおりである。

1 静岡県地域防災計画の修正に伴うもの

(1) 防災基本計画の修正を踏まえた修正

ア 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認に努めることを追加する。

***一般災害対策編／第2章・第2節の6及び第6節の2に追加(新旧対照表P2、P3)**

イ 国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」を活用し、水防関係機関との密接な連携体制を構築することを追加する。

***一般災害対策編／第2章・第2節に「7 連携体制の構築」として追加(新旧対照表P2)**

ウ 決壊時に影響が大きい農業用ため池について、その補強対策や統廃合、緊急連絡体制の整備等を推進することを追記する。

***一般災害対策編／第2章・第9節の「1 ため池等整備計画」に追記(新旧対照表P3)**

(2) 避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）の改定を踏まえた修正

平成 30 年 7 月豪雨を受け、平成 31 年 3 月に「避難勧告等に関するガイドライン」が改定され、災害発生のおそれの高まりに応じて、居住者等がとるべき行動が 5 段階に区分されたことに伴い、災害発生情報を追加するとともに、住民の安全確保措置を整理する。

***一般災害対策編／第2章・第17節の「2 避難誘導體制の概要」に追記(新旧対照表P3～P5)**

(3) 近年の災害による教訓を踏まえた修正

ア 一般災害対策編に停電対策の強化を掲載

平成 30 年台風第 24 号による大規模停電を教訓として、地震・津波災害対策編に掲載している自家発電設備や燃料貯蔵設備等の整備、燃料の確保等に関する計画を一般災害対策編にも掲載し、静岡県地域防災計画（共通対策編）との整合を図る。

***一般災害対策編／第2章・第27節に追加(新旧対照表P5～P6)**

イ 被災者生活再建支援体制の充実

近年の災害における被災者への支援の重要性を鑑み、被災者の生活再建を支援し、迅速な復旧・復興を行うための計画を新設する。

***一般災害対策編／第2章・第27節の次に「第28節 被災者生活再建支援に関する計画」を新設(新旧対照表P6)**

ウ ブロック塀等の転倒対策

平成 30 年 6 月の大阪府北部を震源とする地震での教訓を踏まえ、市有施設のブロック塀の取扱い、避難路などの道路沿いにあるブロック塀の点検の推進等を追加する。

***地震・津波災害対策編／第2編・第4章に「6 ブロック塀等の転倒防止」として追加(新旧対照表P8～P9)**

2 南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づく修正

○南海トラフ地震臨時情報への市の対応について

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の市の防災対応について、その概要を定めるものである。

臨時情報（巨大地震警戒）の発表時において、後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域（事前避難対象地域）を、避難に一定の時間を要する要配慮者を対象とした「高齢者等事前避難対象地域」とするとともに、当該地域が定まるまでの間、警戒宣言時における勧告・指示の対象とした地域を暫定的に位置付け、引き続き防災対応の詳細を検討していくものとする。

***地震・津波災害対策編／第4編本文後段及び同編・第15章の修正(新旧対照表P10～P15)**

3 その他の修正事項

- (1) 人口及び世帯数、並びに土砂災害（特別）警戒区域の指定箇所数の時点修正
- (2) 指定公共機関（流通事業者）の役割（物資調達）等の追加
- (3) 平成 30 年 10 月に県が実施した原子力災害拠点病院の指定及び原子力災害医療協力機関の登録に伴う修正
- (4) 資料編に「指定緊急避難場所一覧表」を掲載することに伴う資料番号の整理
- (5) 適正な記載への修正など